

年金制度改正のポイント（その1）

【平成17年4月から】

第3号被保険者の「特例」が実施されます。

今までは、国民年金の第3号被保険者(厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者)の届出が遅れたときには、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となり、それ以前の期間は「保険料未納の取り扱い」となっていました。

今回の改正で、特例の届出をしていただくことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その期間の年金を受け取ることができるようになりました。

過去の期間に届出もれの期間がある場合

国民年金の第3号被保険者または第3号被保険者であった人で、平成17年4月1日の第3号被保険者期間のうち、保険料納付済期間に算入されない期間がある場合には、届出をすれば、その期間は保険料納付済期間に算入されます。

年金受給者の方がこの届出を行った場合には、届出のあった日の翌月分から、年金額が増額改定されます。

既に届出済で未納期間となっている場合

平成17年3月までに、第3号被保険者の届出があり、「保険料未納の取り扱い」となっている期間については、特例の届出は必要ありません。

自動的に保険料納付済期間への変更が行われ、社会保険庁から平成17年4月下旬に通知書が送付されます。

また、年金受給中の方は社会保険庁において年金額が改定されるため届出の必要はありません。

※詳しくは、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください

（なお、4月中は、窓口が混み合いますので、多少待ち時間を要する場合があります。）



お電話でのご相談はこちらまで

「岡山年金電話相談センター」を開設しました。

☎(086) 214-5030

【電話相談受付時間】■午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

◎お電話でご相談のとき、お手元にご用意いただくもの

（年金受給者の方） 受けている年金の「年金証書」、配偶者の「年金手帳」または「年金証書」

（被保険者の方） 「年金手帳」、配偶者の「年金手帳」または、「年金証書」

※ご相談の内容によっては、一部お答えできない場合もあります。

障害年金や国民年金保険料のご相談はお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。